

財政援助団体等の監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査をを尾花沢市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

令和7年12月10日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行

尾花沢市監査委員 小 関 英 子

記

1. 監査の対象 NPO法人 尾花沢総合スポーツクラブ
2. 監査期日 令和7年10月28日(火)
3. 監査執行者 尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子
4. 監査の範囲 令和6年度の指定管理に係る出納並びに関連事務の執行状況
5. 監査の着眼点
及び実施内容 監査対象の財政援助団体及び所管課が令和6年度に実施した財政援助にかかる会計事務その他の事務執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを監査するため、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、指定管理及び市補助金に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果【指摘事項】

1. 処務規程第4条第2項第2号によって、1件20万円以下の予算の執行、支出に関することはクラブマネジャー、事務局長に委任されているが、20万円以下、20万円以上であっても、予算の執行、支出に関して決裁行為が全く行われていない。
2. 令和6年8月26日実施、消防設備（特殊消防用設備等）点検結果報告において、防火管理者及び立会者として退職された職員の氏名が記載されている。
3. 下記の伺書中、決裁日の記入漏れ
 - ① 令和7年3月3日付令和7年度尾花沢市運動公園関連委託業務見積執行伺書
 - ② 令和7年3月3日付令和7年度尾花沢市運動公園遊歩道桜管理業務委託請求伺書
 - ③ 令和7年6月10日付令和7年度森々子育て支援準備事業イベント開催場所整備業務委託見積提出伺書

社会教育課

1. 尾花沢市運動公園の管理業務基本協定書第7条に定める「翌年度に係る事業計画」及び第11条に定める「事業報告書」、「中間報告書」について、予算額及び決算額の記載はあるが、事業の計画、事業の実施状況について詳しい記載がない。
2. 昨年も指摘したが定款20条及び処務規定第2条に定めるマネジャー、事務局長等が不在の状況が長期化している。委託者として指導されたい。

その他

1. スポーツ振興に関しては、自治体だけではなく各種団体、財団の助成金があるため、活用を検討されたい。